

大和市社会福祉法人の設立認可及び指導監査等に関する規則の一部を改正する規則をここに  
公布する。

平成30年2月23日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第5号

大和市社会福祉法人の設立認可及び指導監査等に関する規則の一部を改正する規則

大和市社会福祉法人の設立認可及び指導監査等に関する規則（平成26年大和市規則第25  
号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項第2号ただし書中「2会計年度」を「3会計年度」に改め、「4会計年度」の  
次に「又は5会計年度」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。